

** 2026 年 9 月 改訂（第 5 版）

届出番号：17B2X10001000602

* 2024 年 1 月 改訂（第 4 版）

歯科材料（09）歯科用研削材料
一般医療機器 歯科技工用アブレイブ研削器具 JMDN コード：70901000

ジルポルラボ

**【形状、構造及び原理等】

1. 外観



2. 原材料

作業部：炭化ケイ素

シャンク：ステンレススチール

3. 包装

1 本／包

【使用目的又は効果】

本品は炭化ケイ素、アルミナ等を用いる技工用研削材をいう。
主にニッケルやコバルトクロム合金など硬質合金表面の中仕上げ用に用いる。

**【使用方法等】

〔使用方法〕

1. 歯科用電気駆動装置にシャンクを確実に挿入する。
2. 試運転して回転に振れ等がなければ、口腔外で補綴物等を研削する。

※推奨回転数

800138：3,000～15,000rpm

800136：3,000～10,000rpm

〔使用方法等に関連する使用上の注意〕

- ・ 指定の最大回転数を超えて使用しないこと。
- ・ 損傷、変形（錆、表面キズ、曲がり、汚染）等のあるものは使用しないこと。
- ・ 使用前に試運転を行い、振れがないことを確認すること。
- ・ 歯科用電気駆動装置の取扱説明書に従い、バーを確実に奥まで装着したことを確認してから使用すること。
- ・ ヘッド形状によっては、折れたり、曲がったりすることがあるので、無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。
- ・ 安全の為に、保護眼鏡を使用すること。
- ・ 作業中に異常音が発生したり、激しく振動するような場合、破損が疑われる場合は直ちに作業を停止すること。
- ・ 本品は高速回転で使用されるため、使用中に破折する可能性があるので十分に注意すること。

【使用上の注意】

1. 器具に対して、形状変更・打刻（刻印）等の二次加工やヒーティングを行うことは破損の原因となるので絶対に行わないこと。
2. 素材のステンレススチールは鉄に対して錆び難い金属であるが、使用方法、環境によっては腐食（錆び）することがある。
3. 本品に適合しない歯科用電気駆動装置には使用しないこと。
4. 劣化や異常が見られた場合は、使用を中止すること。
5. 器具の形態変更や改造などはしないこと。

【保管方法及び有効期間等】

1. 粉塵や学製品を避け、清潔な場所に保管すること。
2. もらいさび」を防ぐため、十分に水分を拭き取り、錆びている器具と一緒にしないこと。
3. 保管中、損傷しないように注意すること。

【保守・点検に係る事項】

使用前使用後は破損、ヒビ、先端及び軸部のキズ、大きな腐食等がないか確認すること。これらがある場合は使用を中止すること。

*【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社歯愛メディカル

住所：石川県能美市福島町に 152 番地

製造業者：DFS-DIAMON GmbH（ディーエフエス ダイヤモン社）

製造国：ドイツ